地域福祉センターを活動拠点としてもたない ふれあいのまちづくり協議会の地域福祉活動に対する助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、神戸市補助金等の交付に関する規則(平成27年3月神戸市規則第38号)に 定めがあるもののほか、神戸市ふれあいのまちづくり条例(平成2年3月31日条例第40号、以 下「条例」という。)の理念に基づき、ふれあいのまちづくり協議会等(以下「協議会等」という。) を自主的に結成し、活動拠点として地域福祉センターを使用することなく、継続的な福祉活動及び 交流活動を実施する協議会等に対し、条例第3条第2項の規定に基づきその活動費を助成するた め必要な事項を定めるものとする。

(ふれあいのまちづくり協議会等)

第2条 この要綱に定める協議会等とは、条例第1条から第3条までに定める団体であり、別表「主な地域福祉活動の例」に掲げる活動を3件以上継続的に実施している団体であること。

(他の助成等との関係)

- 第3条 次の各号に該当する活動に対する助成等は、それぞれ当該制度によるものとし、原則としてこの要綱の対象としない。
- (1) 神戸市の他の公的制度による助成が受けられる地域活動
- (2) 地域福祉センターの管理運営業務
- (3) その他他の制度による助成が受けられる活動

(助成対象経費)

- 第4条 助成の対象となる活動経費は、予算の範囲内で次の各号に掲げる経費とする。
- (1) 会場借上料,消耗品費等行事の開催に要する経費。但し,人件費に充てることはできない。
- (2) 事務機器,図書等活動資機材の購入に要する経費。但し、土地、建物等の不動産の取得にかかる経費の一部に充てることはできない。

(助成限度額)

第5条 前条の活動経費の1団体あたりの助成額は,第1号に掲げる経費については月額21,000円 (年額252,000円)を,第2号に掲げる経費については,160,000円をそれぞれ上限とする。

(助成期間)

第6条 第4条の活動経費の助成期間は第1号に掲げる経費にあっては、当該助成を区長が必要と 認める期間とし、第2号に掲げる経費にあっては当初の1年間とする。

(助成の申請)

第7条 助成を受けようとする団体は、事業計画書、予算書、委員名簿を添えて、別記様式(1) の「助成申請書」により区長に申請するものとする。 (助成の決定)

第8条 区長は、前条の「助成申請書」を受理し、助成することが適当であると認めたときは、別記様式(2)の「助成決定書」により、その旨を申請書に通知するものとする。

(助成金の請求)

第 9 条 前条の「助成決定書」により通知を受けた団体は、別記様式(3)の「助成金請求書」を 区長に提出するものとする。

(活動報告及び精算)

第10条 助成を受けた協議会等は、当該活動終了後すみやかに事業報告書、決算書を添えて別記様式(4)の「活動報告書兼精算書」により活動実績等を区長に対し報告し、余剰金が生じたときは、区長から通知される別記様式(5)「助成金返還通知書」に基づき返還するものとする。

(施行細目の委任)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、地域協働局長が定める。

附則

この要綱は、昭和62年7月16日から施行する。

附則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(別表) 主な地域福祉活動の例

対象	活動例
全 般	家事援助、外出付き添い、見守り活動、家庭招待、心配事相談、健康相談、作品展の開
	催,学校・通所施設への送迎,地域主催行事への招待等
高 齢 者	給食サービス,ひとりぐらし高齢者の在宅支援,認知症予防,機能回復訓練,歩行訓練
	介護、スマホ教室、ひとりぐらし高齢者との交流行事等
障害者	キャンプ等野外活動行事、点訳・朗読・手話サービス、施設訪問、ガイドマップ作成、
	車いす介助、車いす修理等
親 子 ・	子育てサークル、子育て相談、親子教室、こども食堂、学習支援、子ども向け体験型教
子ども	室、多世代交流行事、季節行事等
その他の	他地域との交流行事、社会福祉施設との交流行事、地域福祉の学習会、児童・青少年の
地域活動	健全育成行事等

- (注) ① 他の助成制度の対象となっていないものであること。
 - ② 対価を得て供給するものでないこと。

助 成 申 請 書

年 月 日

神戸市

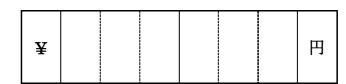
区長宛

団体名ふれあいのまちづくり協議会委員長(住所)神戸市区(氏名)

地域福祉活動助成要綱に基づき、助成金の交付について、下記のとおり申請します。

記

1 助成希望額



- 2 使途年度ふれあいのまちづくり協議会活動経費
- 3 添付書類 事業計画書,予算書,委員名簿

年度 _____ふれあいのまちづくり協議会 事業計画書

	<u>-</u>	 主な福祉・交流活動	TANKE TANKE	その他の活動 (防災・環境・広報・会合等)
定例活動				
4月				
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				
11月				
12月				
1月				
2月				
3月				

-年度 ふれあいのまちづくり協議会 予算書 (地域福祉活動助成用)

1. 収入の部

	科	目	収	入	額	説 明
①地域福祉	地域福祉活動助	成金				
活動成 動成金	ふれあいのまっ	ちづくり助成金				地域福祉活動メニュー以外の助成メニューも含め、ふれあいのまちづくり助成金の総額を記載
金 ·	①小 計					
2 ₹	の他公的補助金	• 助成金				ふれまち助成金以外の公的補助金・助成金を記入 (別会計で処理している事業を除く)
	前年度繰越金					
3	参加費収入					
自主	積立金繰り入れ	h				
財	預金利息					
源	その他収入					
	③小 計					
④ 収	双入額合計(①+(2+3)				

2. 支出の部

	科	目	支	出	額	説明
	地域福祉活動	事業費				協議会で実施している事業費・活動費等を記入(⑧の助成金額は差し引くこと、 別会計で処理している事業は不足分補填額のみ加算。)
⑤	借上費					
地 域	通信・事務費					
福 祉	備品購入費					
活動	消耗品費					
費	その他管理費					
	⑤小 計					
6	ふれあいの	対象事業費				
ふ 助れ 成ま	まちづくり 助成金	前年度返還金				
金ち	⑥小 計					
⑦予	·備費					
® र	の他公的補助	当年度補助金・助成金				収入②に対する補助金・助成金予定額を記入
金	・助成金	前年度返還金				前年度の公的補助金・助成金の返還金を記入
9公	⑨公金支出対象外経費					公金支出の対象外となる経費を記入
①支	出額合計(⑤+	6+7+8+9)				

ふれあいのまちづくり協議会委員名簿

役	職	氏	名	所属団体名

助成決定書

神第号年月日

(団体名) ふれあいのまちづくり協議会

(代表者) 委員長

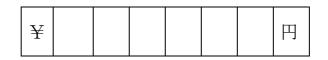
神戸市 区長

年 月 日付で申請されました件につきまして、下記のとおり助成を決定しましたので、 通知します。

様

記

1. 助成決定額



2. 使 途 ふれあいのまちづくり協議会活動経費

3.特記条件①活動終了後,すみやかに別紙様式(3)「活動報告書兼清算書」を区長に提出すること。

②余剰金を生じたときは、区長に返還すること。

助成金請求書

請求額	金				円

ただし, 年度 地域福祉活動助成金

交付決定額交付申請額

円

円

年 月 日

神戸市

区長 宛

住 所 神戸市 区

団 体 名 ふれあいのまちづくり協議会

代表者名 委員長

Tel —

【振 込 先】

銀行名	銀行	支店	預金 種目	1. 普通2. 当座	口座番号		
(フリガナ)				(31字.	以上は省	`略)	
口座名義		ふれあ	いのまち	っづくり協詞	義会		

- (注1) 口座名義は、請求者と同一の名義人であること。他人(親族も含みます。)の 口座に振込む場合、別途委任状が必要です。
- (注2) <u>受領委任される場合には、</u>上の太枠内を斜線で消し、<u>受領委任状に代表者印及</u> び受領者印を押印してください。

活動報告書兼精算書

年 月 日

神戸市

区長

宛

団体名 ふれあいのまちづくり協議会 委員長(住所)神戸市 区 (氏名)

年 月 日付け神 第 号で助成決定いただきました助成金は、下記のとおり 執行いたしましたので報告いたします。

記

1 精 算 額

	1		1	
l				
¥				円

2 添付書類

事業報告書, 決算書

年度 _____ふれあいのまちづくり協議会 事業報告書

	Τ.	主な福祉・交流活動	その他の活動 (防災・環境・広報・会合等)
定例活動			
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			

年度 ふれあいのまちづくり協議会 決算書 (地域福祉活動助成用)

1. 収入の部

3月31日現在

	科 目	収	入	額	説明
①地域福	地域福祉活動助成金				
祉活動助な	ふれあいのまちづくり助成金				地域福祉活動メニュー以外の助成メニューも含め、ふれあいのまちづくり助成金の総額を記載
成 金 ·	①小 計				
② そ	の他公的補助金・助成金				ふれまち助成金以外の公的補助金・助成金を記入 (別会計で処理している事業を除く)
	前年度繰越金				
3	参加費収入				
自主	積立金繰り入れ				
財	預金利息				
源	その他収入				
	③小 計				
④収	入額合計 (①+②+③)				

2. 支出の部

	 科 目	支	出	額	説明
	地域福祉活動事業費				協議会で実施している事業費・活動費等を記入(⑧の助成金額は差し引くこと、 別会計で処理している事業は不足分補填額のみ加算。)
⑤ 地	借上費				
域	通信・事務費				
福祉	備品購入費				
活	消耗品費				
動費	その他管理費				
	⑤小 計				
6 న	れあいのまちづくり助成金対象事業費				
⑦そ	の他公的補助金・助成金				収入②に対する補助金・助成金額を記入
8公	金支出対象外経費				公金支出の対象外となる経費を記入
9支	出額合計 (⑤+⑥+⑦+⑧)				

3. 翌年度繰越金等

	斗 目	金	額	説	明
⑪前年度返還金	地域福祉活動助成金				
	ふれまち助成金				
	その他公的補助金・助成金				
⑪積立金への繰り入れ					
⑫翌年度繰越金 ((4-9-10-11)				

会計監査の結果、	上記のとおり	であること	:を認めます。
年	月	日	

 ${\bf \widehat{EP}}$ 監事

 ${\bf \widehat{E}}{\bf \widehat{D}}$ 監事

【区役所記入欄】

精算·返還金関係			
⑬ふれまち助成返還金			
精算額 (①-③- (⑤+⑥)			

助成金返還通知書

神	第	号
	年 月	日

(団体名) ふれあいのまちづくり協議会

(代表者) 委員長

様

神戸市

区長

年度地域福祉活動助成金は、下記のとおり確定しましたので通知します。助成金の返還金については、 年 月 日までに納めてください。

記

1. 助成金確定額

¥			円
---	--	--	---

2. 内 訳 年度 ふれあいのまちづくり協議会活動経費

3. 返還額

	1	1	1		
¥					Ш
Ť					门